

3 諏訪緑地環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 諏訪神社有地（鉦田町）
- (2) 指 定 昭和54年3月31日（茨城県告示第455号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、鉦田町の市街地から北東部の安房集落及び県道に面したところに位置している。樹令数100年と推定されるスダジイの大木にケヤキ、タブノキなどの混生する自然林から成り、その中にヤブツバキが群落を構成している。草本層の種類も豊富で畑地の多いこの付近では貴重な森林であり、良好な自然環境を形成している。

このため、本地域は茨城県自然環境保全条例第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地と一体となって良好な自然環境を形成している土地の区域」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

スダジイは、暖帯地方を代表するブナ科の植物で当地には樹令数100年と推定される大木が生育し、タブノキ、モミ、ヤブツバキ、ケヤキの大木などが混生している。低木層にはヒサカキ、アオキ、スダジイ、シラカシなどとともに草本層のヤブコウジ、キッコウハグマ、カシワバハグマ、ヤブラン、テイカカズラ、ミツバアケビ、エビネなどが豊富に生育している。

イ 野生動物

農地の多い中での森林であることからメジロ、ホオジロ、ムクドリ、オナガなどの鳥類、オナガアゲハ、クロアゲハ、アオスジアゲハなどのチョウ類も多く生息している。

(3) 自然環境の保全に関する基本的な事項

スタジイ、ケヤキ、タブノキ、ヤブツバキ、モミなどの混生する大木とスギ、ヒノキの人工林を一体に、そこに生存する動植物を維持するため自然環境の保全を図る。

このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病虫害防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

本地域の区域は、次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土 地 の 所 有 別 面 積	摘 要
諏訪緑地 環境保全 地 域	鹿島郡銚田町大字安房の一部 (別図のとおり)	2.15	民有地 2.15	

総括表

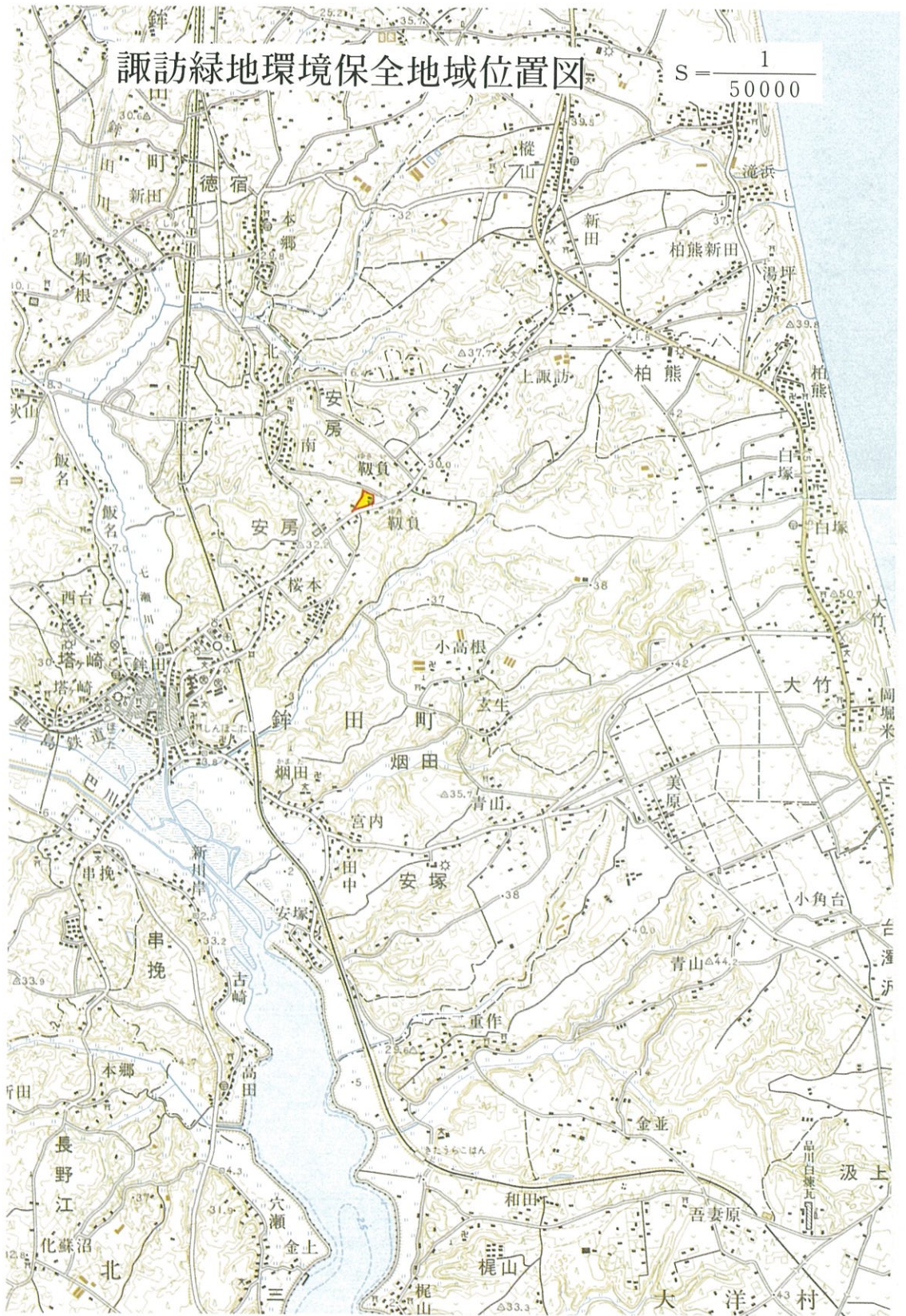
単位：ヘクタール

区 分	内 訳			計
	土地所有別	国有地	公有地	
土地所有別面積	0	0	2.15	2.15

(面積は図上測定による概算値)

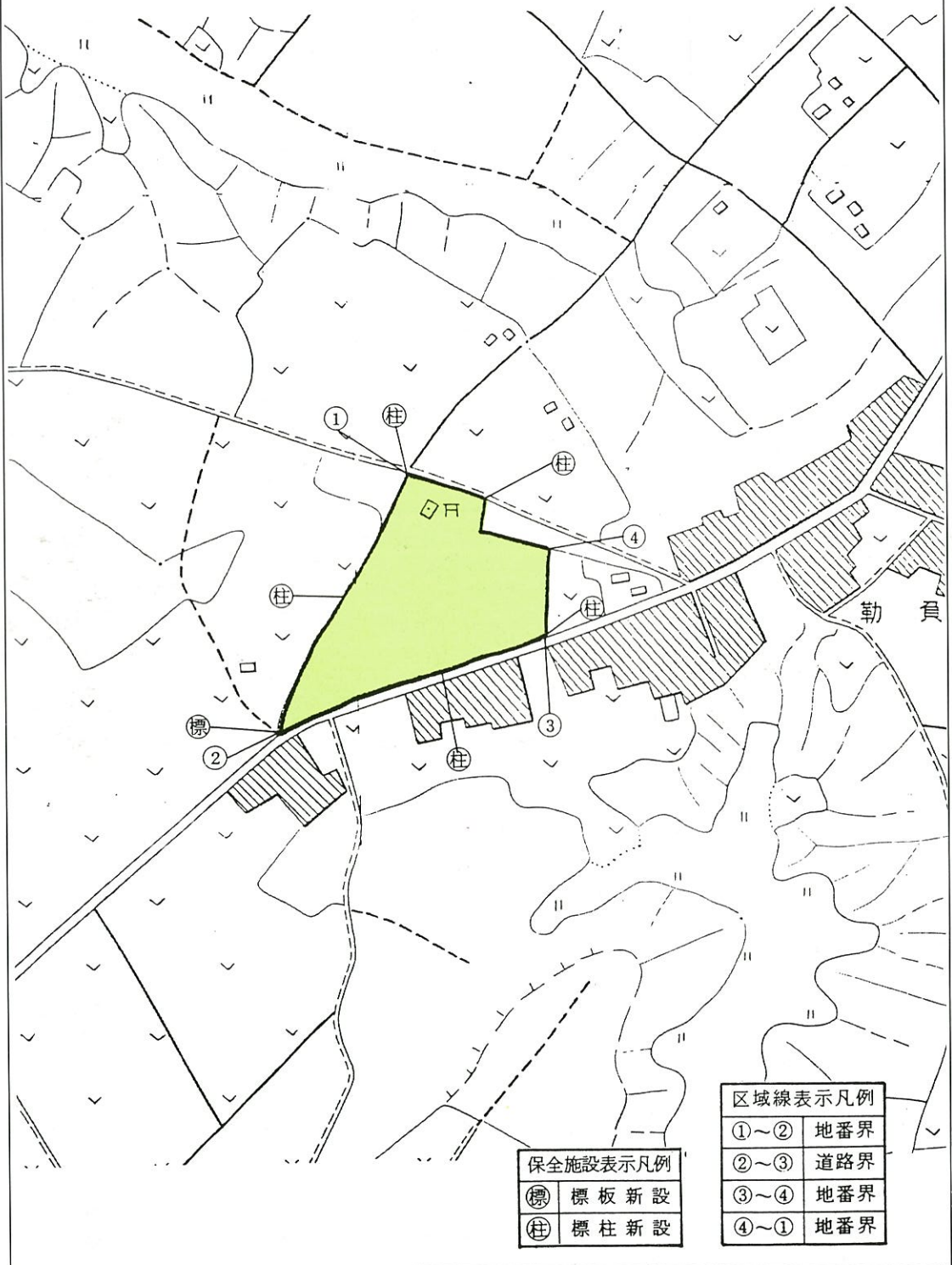
諏訪緑地環境保全地域位置図

$$S = \frac{1}{50000}$$



諏訪緑地環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{5000}$$



標	標板新設
柱	標柱新設

①~②	地番界
②~③	道路界
③~④	地番界
④~①	地番界